

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

43号

発行：2014年8月12日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>



第四次厚木爆音訴訟控訴審勝利に向けて

本年5月21日横浜地方裁判所で下された画期的判決から2か月近くが経過した。国側は「差止訴訟と損害賠償訴訟の双方の判決を不服として、早々に控訴した。」

我々も、米軍機の差止めが認められなかったことは最大の課題であり、差止訴訟については、行政、民事訴訟とも、米軍機を含めた差止めを求めて本年6月3日、控訴を提起している。

今回の判決では、既にご報告のとおり、損害賠償請求について、われわれの主張の大部分が認められ、賠償額の増額が認められた。三次訴訟から四次訴訟での成果は下表の通り、9.5W以上は2万円を認めた。9.5W以上については、われわれの請求金額が満額認められている点は成果と言える。但し、将来請求を認めないなど従前から続く問題は残っている。

我々は、全ての原告らについて、コンタクトに関わらず一律2万円の賠償を求めており、国側が賠償額を不服として控訴したことを受けて、我々も更なる賠償額の増額を求めて附帯控訴をする予定である。控訴審ではこの賠償額を巡る攻防が中心となる。また、実質的に騒音差止の効果を生む 将来請求を是非とも勝ち取りたいと考えている。差止訴訟については、自衛隊機について「やむを得ないと認める場合を除き、毎日午後10時から翌日午前6時まで」の飛行差し止めが認められた。請求の一部ではあるものの軍用機の差止めを認めた日本初の画期的判決であり、この点は大いに評価したい。判決当日の記者会見でも、この自衛隊機の差止め、記者の質問は集中していた。記者からは「差止めが認められた最大の要因は？」、「米軍機については差止めが否定されたポイントは何？」、「やむを得ないと認める場合とはどんな場合か？」、「判決が出て明日からは騒音がなくなる若しくは少なくなるのか？」といった質問が矢継ぎ早になされ、会場は興奮と熱気に満ちていた。

自衛隊機に差止めが認められた最大のポイントは、夜間の睡眠障害である。睡眠障害は健康被害に直結するとの判断が、差止の請求理由を支えている。しかし、騒音発生源として、自衛隊機と米軍機で何ら差はないはずであり、むしろ騒音の中心は米軍機である。よって、米軍機についても夜間の差止めが認められて然るべきである。

この点、原判決は、被告が厚木飛行場を米軍機に使用している行為について、行政処分が観点でないとか、被告は米軍機の飛行についてコントロールする権限がないとかいう理論で、請求自体を門前払いしている。しかし、厚木飛行場は日本に管理権のある施設であり、これを米軍に使用させているのであるから、その使用許可について、何ら被告に権限がないなどということはあり得ない。

控訴審では、この点を最大の争点として、更なる主張立証を尽くす必要がある。我々が控訴審を戦い抜くには、原告の皆さんの委任状がまず必要となる。順次、訴訟団から皆さんのお手元に連絡があると思うが、必ず委任状を期限までにご提出頂き、引き続き控訴審での闘いを勝ち取るためにご協力をお願いする次第である。

弁護士
常磐 重雄

	三次訴訟では	四次訴訟では
7.5W~8.0W	3000円	4000円
8.0W~8.5W	6000円	8000円
8.5W~9.0W	9000円	12000円
9.0W~9.5W	12000円	16000円
9.5W以上		20000円

住民・自治体の声を無視した オスプレイ厚木飛来に抗議



オスプレイ飛来に抗議、厚木基地正門前で米軍に抗議文を渡す

防衛省は7月9日、大和・綾瀬両市に「米軍の新型輸送機MV22オスプレイが7月15日に厚木基地に飛来する可能性がある」と通告しました。オスプレイは人員輸送のため厚木基地に飛来しキャンプ富士に向かうとのことで、東日本への飛来は初めてです。これを受け第四次厚木爆音訴訟原告団は、厚木爆音・県央共闘・平和運動センターと連帯し、7月11日に南関東防衛局、16日に米海軍厚木基地を訪れ「オスプレイの飛来中止を求める抗議文」を提出するとともに、「これ以上の不安や爆音は認められない」と強く訴えました。

15日は厚木爆音と共同して、滑走路の南北に騒音測定機を設置し約50人で監視行動を行いました。午後3時23分、基地北側住宅地の上空に、回転翼を上に向け垂直離着陸モードで重低音の爆音を轟かせオスプレイが現れました。これは「米軍施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行する」とした日米合意事項に違反する危険な飛行です。「新たな爆音被害は許さないぞ！」「オスプレイは帰れ！」と一斉に抗議の声が湧き起こり、基地の南北では労働組合を含め約500人が抗議集会を開きました。集会で第四次厚木爆音訴訟団の藤田団長は、「一審判決で爆音被害は受忍限度を超え違法であるとされる中、負担軽減どころか新たな爆音と墜落事故の不安を持ち込むオスプレイの飛来は断じて許せない。今後なし崩し的に飛来することのないよう、抗議を続けよう」と訴えました。午後3時30分に着陸し、1時間後に離陸してキャンプ富士に向かいましたが、大和市によると着陸時に滑走路北側で94・2デシベル、離陸時に南側で82・9デシベルの騒音を測定しました。

オスプレイは住民や自治体の声を無視して7月18日に再び厚木基地に飛来しましたが、さらに7月31日、県と大和・綾瀬両市に防衛省より「オスプレイ4機が8月18日に厚木基地に飛来した後、キャンプ富士で訓練を行い、22日に厚木に立ち寄り、23日に沖繩・普天間へ戻る。訓練中の19~22日にも、補給のため厚木に立ち寄り可能性がある」との通告がありました。原告団は厚木爆音同など平和団体と連帯し、8月7日に南関東防衛局を訪れ「今でも違法な騒音被害に苦しみ中、オスプレイによる新たな負担増は容認できず、厚木基地への飛来を即時中止」するよう抗議と申し入れを行いました。また飛来予定の18日~23日の6日間、滑走路の南北で監視と抗議行動を取り組みます。

防衛省南関東防衛局に抗議

南関東防衛局長 丸井 博様

オスプレイの厚木基地への飛来を即時中止するよう申し入れます

7月15日及び18日の厚木基地へのオスプレイ飛来は、周辺住民に不安と苦痛を与えました。しかし、それから月をまたがぬ7月31日、米海兵隊オスプレイ4機が飛来するという情報が入り、再び驚きと不安と、そして激しい怒りを感じています。

7月の飛来に抗議した折、自治体もわたしたちも、政府から安全性についての説明がまったくなされていない、住民の不安は払拭されていないと訴えました。

7月16日の綾瀬市長および綾瀬市議会議員の申し入れに対して、防衛政務官は「不安が払拭されていないことは理解している。今後、丁寧に説明していく。」と約束したと聞いています。この約束はいつ果たされるのでしょうか。地方自治体の首長と議会議員に対し約束を交わしたのなら、少なくとも、その約束の履行まで、次の飛行を控えるべきなのではないでしょうか。

何度も言いましたが、オスプレイは国内法の決まりでは飛行できない機種です。オートローテーションが機能しないために、耐空証明がとれないからです。それを、「航空特例法」という法律を作り、「危険だけれど飛んでもいい」ということにしたのです。防衛大臣は、自分が乗ったことで、危険ではないと言っていますが、そのようなパフォーマンスで納得する人は誰もいません。どうして安全なのか、ぜひとも「丁寧な説明」をお願いします。そしてそれがされるまで、オスプレイの飛行を止めてください。

わたしたちは、7月30日に、申し入れを提出しましたが、その中で5項目の要求をしています。それについて回答する場を設けるといふ答えをもらいましたが、それもまだ果たされていません。ここに5項目に もう一つ付け加えて申し入れを繰り返します。

- 1) オスプレイの機体の安全性、これまでの事故原因、機体がもたらす騒音・風圧・熱排気などについて自治体及び住民に十分な説明を行うこと。
- 2) 一昨年の普天間基地配備以降の事故・不具合などについて詳細な報告・原因説明をすること。
- 3) オスプレイ飛行ルート、フライトプランを事前に開示すること。
- 4) オスプレイの飛行にあたっては、日米合意の遵守を米軍に求め、防衛省自身が監視体制をとること。
- 5) オスプレイの配備・飛行・訓練にあたっては、関係自治体の意向を十分尊重して対応すること。現在配備されている沖縄県普天間基地についても、自治体の意向をもう一度聞きそれを尊重した対応をすること。
- 6) 以上の説明がされるまで、オスプレイの飛行を行わないこと。8月の厚木基地への飛来、キャンプ富士での訓練も中止すること。

訴訟委任状の提出について

東京高等裁判所（控訴審）で私たち原告の代理人として弁護士が活動するため、新たに原告全員の「訴訟委任状」が必要になります。

「訴訟委任状」は8月末頃、順次発送しますので、受け取り次第、至急返送して下さい。



「標的の村」上映会（同封チラシ参照方）

9月13日（土）18時30分から厚木基地平和利用研究会主催で「大和市保健福祉センター」で開催されます。

*入場チケットを希望される方は、9月1日までに事務所まで連絡をお願いします。 訴訟団事務所 電話046-200-5505

事務所の夏期お休みについて
訴訟団事務所は8月13日（水）～19日（火）まで休ませて頂きます。よろしくお祈りします。



原告団活動日誌

6月6日	原告団ニュース42号発行 / 弁護団会議
6月10日	判決報告(藤沢市)訪問
6月11日	判決報告(座間市)訪問 / 県央共同社大事務所会議 参加
6月12日	判決報告(相模原市)訪問
6月13日	東京学芸大学大学院「基地学習会」対応 / 県私鉄原告団総会 挨拶
6月14日	判決支部報告集会(大和第1支部)
6月15日	判決支部報告集会(大和第2支部、相模原支部、座間支部)
6月18日	平和運動センター幹事会 参加
6月19日	海老名支部会議
6月21日	判決支部報告集会(大和第3支部、綾瀬支部)
6月22日	判決支部報告集会(大和第1支部、座間支部、相模原支部)
6月28日	判決支部報告集会(大和第2支部、大和第5支部、相模原支部、海老名支部) / 集団的自衛権行使容認には何体する神奈川県 参加
6月29日	判決支部報告集会(大和第1支部、大和第6支部、相模原支部、町田支部)
7月1日	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 打ち合わせ
7月3日	弁護団会議
7月4日	年会費未納住戸催告通知(297通)
7月5日	判決支部報告集会(藤沢支部)
7月6日	判決支部報告集会(綾瀬支部、大和第3支部)
7月7日	オスプレイ監視行動(基地北側)
7月9日	社大三役会議 / 県央共同幹事会 参加
7月10日	座間防衛事務所 抗議行動(オスプレイ厚木基地飛来報道)
7月11日	南関東防衛局 抗議行動(オスプレイ厚木基地飛来通知)
7月12日	判決支部報告集会(座間支部、大和第4支部)
7月13日	判決支部報告集会(大和第5支部、海老名支部)
7月14日	オスプレイ監視行動(基地北側、南側)
7月15日	オスプレイ 1機 厚木基地 飛来 / 監視行動、抗議行動、抗議集会(基地南北)
7月16日	厚木基地司令官宛 抗議行動(オスプレイ厚木基地飛来)
7月18日	オスプレイ 厚木基地 再飛来 / 監視行動、抗議行動(基地南北)、抗議集会(基地北側)
7月20日	判決支部報告集会(藤沢支部、大和第6支部)
7月30日	南関東防衛局 抗議行動/神奈川県 要請行動(オスプレイ 厚木基地飛来へり不時着原因究明)
8月1日	弁護士打ち合わせ / (ジョージワシントン 佐渡保港入港・4日出港)
8月6日	第20回役員会議
8月7日	弁護団会議 / 南関東防衛局 抗議行動(8/18オスプレイ飛来)
8月8日	ジョージワシントン横須賀入港(艦載機は厚木基地へ)

判決説明会で700名を超える原告が熱心に討議



5月21日の第四次訴訟地裁判決を受けて、訴訟団と弁護団は原告の皆さんに判決の詳細報告と今後の取り組みについて、支部が設定した場所で弁護士による説明会を開きました。

6月14日から7月20日まで、全部で28か所、約740名の参加を得ることができました。原告約2500世帯からすると三分の一程度の参加でしたが、残る原告には訴訟団ニュースを参照していただきたいと思っています。

説明会では委任状の出し方、転居・死亡者の取り扱い、W値、防音工事等についてや今後の裁判期間など、多岐にわたる質問や意見が出されました。

これらについて丁寧な説明が弁護団からなされましたが、今後の裁判勝利のためにも引き続き原告として活動され、平和で静かな空の実現を共に目指しましょう。